

# 熊谷市バドミントン協会役員活動手当細則

(目的)

## 第1条 目的

本細則は、熊谷市バドミントン協会役員の活動手当に関して定める。

(適用範囲)

## 第2条 役員手当の支給は次に定める事項に該当する場合とする。

- (1) 本協会の業務を遂行することにより発生する交通費、参加費などの諸費用。
- (2) 本協会の業務を遂行するために時間的拘束が生じた場合。
- (3) 時間的拘束が断続的に生ずる場合には、みなし時間として扱う。

(手当等の支給区分)

## 第3条 手当等の支給区分を次に定める。

- (1) 役員手当
- (2) 会議手当
- (3) 交通費手当
- (4) 動員要請手当
- (5) 大会役員手当
- (6) 事務手当

(支給額)

## 第4条 役員手当

- |             |                |
|-------------|----------------|
| (1) 会長      | : 支給せず         |
| (2) 副会長     | : 支給せず         |
| (3) 理事長     | : 10,000円(年間)  |
| (4) 副理事長    | : 6,000円(年間)   |
| (5) 事務局長    | : 10,000円(年間)  |
| (6) 監事      | : 1,000円/人(年間) |
| (7) 会計      | : 6,000円(年間)   |
| (8) 広報      | : 4,000円(年間)   |
| (9) 渉外      | : 4,000円(年間)   |
| (10) ホームページ | : 6,000円(年間)   |
| (11) 理事     | : 支給せず         |

## 第5条 会議手当

- |           |          |
|-----------|----------|
| (1) 4時間未満 | : 500円   |
| (2) 4時間以上 | : 1,000円 |

## 第6条 交通費手当

(1) 支給区分は次のとおりとする。

- ア. 公共機関を利用する場合は実費を支給する。
- イ. 私有車を利用する場合は算定基準により支給する。  
但し、熊谷市内の場合は対象外とする。

(2) 私有車交通費算定基準

ア. 距離の算出は自宅起算とする。

イ. 支給額は、1 Kmあたり30円とする。

第7条 動員要請手当

(1) 上部団体(公益財団法人熊谷市体育協会等)より動員要請があった場合は、参加者に支給する。

(2) 支給額

ア. 4時間未満 : 500円

イ. 4時間以上 : 1,000円

第8条 大会役員手当

(1) 市内大会において該当する実行委員に対して支給する。

但し、選手として参加する場合には対象外とする。

(2) 支給額は1回あたり1,000円とする。

第9条 事務手当

(1) 事務手当は、総会資料準備等の時間の特定が困難な場合に支給する。

(2) 支給額は、年間10,000円とする。

(3) 事務手当は、第4条の役職手当と重複する場合、役職手当で代用する。

第10条 定めなき事項

(1) 本細則に規定していない事項については理事会において決定する。

附則

制定：2006年4月1日

(※2007年4月1日～2010年4月3日の改定については、2013年4月7日付けの規約を参照)

改定：2012年4月8日

\* 協会規約改定に伴い第4条(5)の地区統括責任者を削除。

[※ 熊谷市体育協会が財団法人から公益財団法人となる。第7条(1)]

改正：2013年4月7日

\* (支給額)・[第4条] (4)の副理事長手当変更。

・[第4条] (11)(12)に渉外及びホームページ担当手当を新設。

改定：2015年4月5日

\* 協会規約改定に伴い [第4条] : (5)(6)の常任理事及び専門部理事を削除。

(10)名称を一部削除

(11)に理事を新設。